

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則 新旧対照条文

〔外国人保護関係〕

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(条例別表第一の規則で定める事務等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 3 略</p> <p>4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>八 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>九 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p> <p>5 10 略</p> <p>第三条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、前条第四項各号(第五号から第七号までを除く。)に掲げる事務(同項第二号に掲げる事務に</p>	<p>(条例別表第一の規則で定める事務等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 3 略</p> <p>4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>八 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p> <p>5 10 略</p> <p>第三条 略</p> <p>2 4 略</p> <p>5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、<u>第二条</u>第四項各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる事務(同項第二号に掲げる事務にあ</p>

あつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の五の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号ニからリまで、ルからワまで、ム、ウ及びノに掲げる情報とする。

6 5 8 略

第四条 略

第五条 略

2 5 3 略

4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事務(同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の四の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る次に掲げる情報とする。

一 5 3 略

5 5 9 略

つては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の五の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人(以下「外国人要保護者等」という。)に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号ニからリまで、ルからワまで、ム、ウ及びノに掲げる情報とする。

6 5 8 略

第四条 略

第五条 略

2 5 3 略

4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる事務(同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。)とし、同表の四の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る次に掲げる情報とする。

一 5 3 略

5 5 9 略